

八潮市立新設学童保育所
指定管理者募集要項

【令和8年7月】

八潮市教育委員会

目次

	ページ
1 指定管理者の募集	3
2 施設の概要	3
3 管理にあたっての条件	3
4 申請の手続	4
5 応募者説明会の実施	6
6 指定管理者の指定等	6
7 指定管理者指定後の手続	8
8 スケジュール	8
9 問合せ先	9
10 別紙様式 募集要項の内容等に関する質問書	1 0
11 様式第1号(第3条関係)八潮市公の施設の指定管理者指定申請書	1 1

1 指定管理者の募集

八潮市立新設学童保育所は、令和9年4月1日に開校予定の花桃小学校に併設して新たに設置する学童保育所である。新設施設として、開所当初から安定した運営体制を確保するとともに、多様化する保護者や児童のニーズに柔軟に対応していく必要があることから、民間事業者の運営ノウハウや柔軟な発想を生かした学童保育所の管理運営を推進するため、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第244条の2第3項及び「八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）」、「八潮市立学童保育所設置及び管理条例（平成3年条例第35号。以下「管理条例」という。）」、「八潮市立学童保育所設置及び管理条例施行規則（平成4年規則第3号。以下「管理規則」という。）」に基づき、学童保育所の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要

別紙「八潮市立新設学童保育所指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 管理にあたっての条件

(1) 指定予定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

(2) 指定管理者が行う業務内容

別紙「八潮市立新設学童保育所指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 指定管理に要する経費等

ア 施設の利用に係る料金（以下「学童保育料」という。）については、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、管理条例及び管理規則に定める額の学童保育料を徴収します。

イ 指定管理料

市は、指定管理料を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に支払います。

ウ 指定管理料の額や支払い方法等は、協議の上、協定書に定めます。

(4) 管理の基準

ア 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に八潮市立新設学童保育所の運営を行うこと。

イ 八潮市立新設学童保育所の施設の維持管理を適切に行うこと。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報適切に取り扱うこと。

⑦利用料金制度

(ア) 利用料金制度の導入

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

(イ) 学童保育料の額

学童保育料の額は、管理条例第9条及び管理規則第8条に定める額とします。

オ その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定書に定めます。

4 申請の手続き

(1) 申請者の備えるべき資格

ア 法人その他の団体（以下「団体等」という）、ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ① 八潮市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1号の規定に該当する団体等
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する団体等
- ③ 八潮市から指名留保又は指名停止措置を受けている団体等
- ④ 国税及び地方税を滞納している団体等
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている団体等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）の統制下にある団体等

イ 注意事項

- ① 選定委員会委員等、選定に係る職員等に対し、本件提案に関する接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ② 複数の団体等でグループを構成して申請する場合は、代表者を定めて申請してください。
- ③ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑤ 申請書類の提出に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

(2) 申請の方法

申請にあたっては、以下の書類を教育委員会に提出していただきます。

なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められます。

ア 提出書類

- ①八潮市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②団体等の登記簿謄本（最新のを提出すること。）及び団体等の設立を定めた規約その他これに類する書類
- ③定款、寄附行為又は規約その他これらに類する書類
- ④団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑤団体等の概要がわかる書類
- ⑥法人税、法人市県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑦類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑧役員名簿
- ⑨印鑑登録証明書
- ⑩団体等の財務諸表の写し（直近3か年）
- ⑪八潮市立新設学童保育所の管理に関する事業計画書（任意様式）
 - 指定管理者業務を行うにあたっての基本方針
 - 管理執行体制（人員配置、雇用者数及び職員の研修計画）
 - 自主事業計画
 - サービスの向上させるための方策
 - 利用者等のニーズの把握実現策
 - 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法
 - 個人情報に関する取扱いについての基本方針（情報管理体制その他必要と考える事項）
 - 危機管理に対する方針（防災、防犯、その他緊急時の対応策等）
 - 八潮市立新設学童保育所の管理運営に関する令和9年度収支予算案（仕様書に基づき指定管理業務に係る委託料を必要見込額で算出すること。）
 - 3年間の終期収支計画（収支計画、指定管理業務に係る委託料の必要見込額等）
 - その他

イ 提出部数

①～⑩は、正本1部副本1部を提出してください。⑪については、正本1部、副本8部を提出してください。

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参又は郵送とします。

【提出先】

八潮市教育委員会教育部教育総務課庶務係（八潮市役所本庁舎4階）

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話 048-996-2111 内線361

エ 受付期間

持参の場合は、令和8年8月11日(火)から8月18日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

また、郵送の場合は書留とし、8月18日(火)までの必着とします。

(3) 募集要項に関する質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和8年8月4日(火)から8月5日(水)まで

イ 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書(別紙様式)に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。また、電子メール及びFAXの未到来を防ぐため、送信後に担当まで確認のご連絡をお願いします。

【メールアドレス】 kyoikusomu@city.yashio.lg.jp

【FAX番号】 048-998-0828

ウ 回答方法 質問及び回答は市ホームページ上で行います。(質問者名は表示しません。)なお、内容によっては、お時間をいただく場合があります。

5 応募者説明会の実施

応募者説明会を次のとおり開催します。

なお、参加希望者は、開催日時の前日までに法人名若しくは団体名と参加人数を教育総務課庶務係までご連絡ください。

ア 開催日時 令和8年8月3日(月)午前10時

イ 会場 八潮市役所本庁舎4階 会議室4-2

6 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、八潮市議会の議決を経て、文書で教育委員会が指定します。

なお、指定の内容については、指定後、市役所掲示板において告示します。

(2) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査(書

類審査)、二次審査(プレゼンテーション)を行い、「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、令和8年9月中旬までにすべての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、プレゼンテーションを行っていただき、申請の内容と併せ、総合的に審査をします。

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者の内から新たに指定管理者を選定する場合があります。

(3) 選定にあたっての審査基準

ア 市民が平等に、八潮市立新設学童保育所の利用を確保することができること。

イ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に八潮市立新設学童保育所の運営を行うことができること。

ウ 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る業務を効率的に行えるものであること。

エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

オ 指定管理業務を通じて取得した個人情報に関する適正な取扱いを確保することができること。

(4) 主な審査のポイント

ア 応募資格に適合しているか。

イ 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか。

ウ 市民の平等利用確保への配慮がされているか。

エ 利用者のサービス向上につながる事業が計画されているか。

オ 効率的かつ効果的な管理を実施できるか。

カ 団体等の経営基盤が安定しているか。

キ 職員の育成、教育体制は整備されているか。

ク 個人情報に関する取扱いは適正に確保されているか。

ケ 当該公の施設を運営するに当たって、安全性への取組みが十分になされているか。

コ 指定管理業務に係る委託料(算出した額)は適切な金額か。

(5) 選定にあたっての審査方法等

審査は、八潮市が設置する選定委員会において、選定基準により行います。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

7 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と教育委員会との協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 解説に向けた事前調整

指定期間の始期から円滑に指定管理業務を実施できるよう、指定管理者候補者と事前に協議・調整を行い、開設に必要な準備を進めるものとします。

(3) 指定管理者候補者の指定の取り消し

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況が急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損う等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8 スケジュール（予定）

月 日	内 容
8月3日（月）	応募者説明会
8月4日（火）～5日（水）	質問事項の受付期間
8月6日（木）～10日（月）	質問の回答期間
8月11日（火）～18日（火）	申請書の受付期間
9月 中旬まで	一次審査（書類審査）
	一次審査結果通知
9月 下旬	二次審査（プレゼンテーション）
10月 中旬	二次審査結果通知（指定管理者候補者の内定）
12月	指定管理者の議決（第4回市議会定例会）（※以降市議会の可決を条件とする）
2月 中旬	指定管理者の指定（告示）
2月 下旬	協定の締結

9 問合せ先

八潮市教育委員会教育部教育総務課庶務係（市役所本庁舎4階）

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

担当 関根・北條

電話 048-996-2111 内線361

FAX 048-998-0828

メールアドレス kyoikusomu@city.yashio.lg.jp

別紙様式

募集要項の内容等に関する質問書

(宛先) 八潮市教育委員会教育部教育総務課

団体等名

担当者名

連絡先：電話

：FAX

：メールアドレス

質問項目	質問内容

様式第1号（第3条関係）

八潮市公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

（あて先）八潮市長

申請者 所在地

商号又は名称

代表者の職氏名

⑩

電話番号

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、八潮市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

(1) 公の施設の名称 八潮市立新設学童保育所

(2) 公の施設の所在地

埼玉県八潮市大字圀85番地1外

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業144街区13画地及び14画地の一部並びに15画地（花桃小学校南側隣接地）

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類